

感対第 85 - 6 号
令和 5 年 4 月 1 4 日

各保健所長 様

感染症対策課長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う
施設基準等に関する臨時的な取扱いについて

標記の件について、厚生労働省より、令和 5 年 4 月 6 日付け事務連絡が発出されております。

令和 5 年 5 月 8 日以降の診療報酬上の取扱いについては、上記事務連絡及び「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」（令和 5 年 3 月 3 1 日厚生労働省保健局医療課事務連絡）によることとし、これまで発出されている「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」は、同日をもって廃止となりますので、十分ご留意ください。

つきましては、内容を御了知いただき、医師会非会員の医療機関あて周知いただきますようお願いいたします。

感染症対策課

感染症・新型インフルエンザ対策担当
(制度担当)

TEL : 048-830-7525

Email : a7500-14@pref.saitama.lg.jp